

八尾市



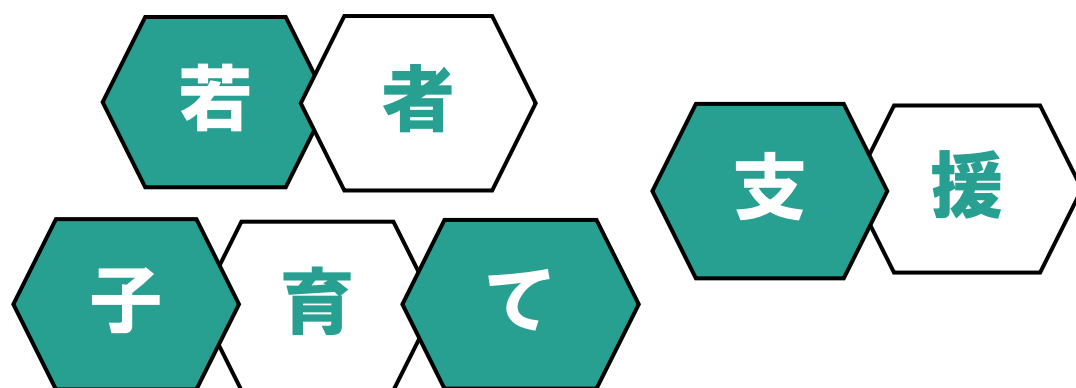
中古住宅

最大
100
万円

マイホーム取得補助

10/1～受付開始（予算がなくなり次第終了）

【八尾市空家対策・利活用支援】



【問い合わせ先】

八尾市建築部住宅政策課

TEL：072-924-3783（直通）

E-Mail：jyutakuseisaku@city.yao.osaka.jp

【詳しくはこちら!!】

中古住宅マイホーム
取得補助制度について



条件・手続き（裏面へ）



中古住宅マイホーム取得補助について



補助申請の流れ

事前相談



住宅の購入、取得



居住開始



補助金交付申請書の提出



補助金の交付決定



補助金の請求



補助金の支払い

①要件等

・補助対象となる住宅の要件

- ☐過去に居住されたことのある戸建て住宅（長屋住宅、共同住宅は対象外）
- ☐耐震性を有する住宅又は耐震改修により耐震性を確保する予定の住宅（耐震改修補助を活用できる場合あり）

・補助対象者の要件

- ☐補助対象となる住宅を取得する方
- ☐転居、転入時において世帯員全員が40歳未満かつ、2人以上の世帯又は18歳以下の子どもがいる
- ☐申請日において、居住開始後1年を経過していないこと
- ☐住宅取得日の翌日から1年を経過していないこと
- ☐世帯員全員が本市の税金を滞納していないこと
- ☐世帯員全員が過去にこの補助金を受けていないこと
- ☐世帯員全員が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ☐国、大阪府など住宅の取得に係る補助を受けていないこと
- ☐過去に本市の住宅取得、リフォームに係る補助を受けていないこと

②必要書類等

・補助金の交付申請について

次の書類を、住宅取得日（登記完了日）の翌日から起算して1年を経過する日までに提出してください。

- ☐世帯員全員の「年齢」「取得した住宅への転居、転入」を確認できる書類（住民票及び住民票の除票、または戸籍の附票の写し等）
- ☐取得した土地・建物の全部事項証明書
- ☐住宅の取得に要した費用の領収書及び契約書等の写し
- ☐昭和56年5月31日以前に建てられた住宅の場合、耐震性を有していることが確認できる書類

※その他加算要件に応じて必要な書類が異なります。（ホームページ参照）

③補助金額（取得費用に対して）

30万円（最大100万円）

次に該当する場合は加算されます。

補助対象世帯全員が転入する直前に1年以上継続して市外に居住していた場合	50万円
新婚又は子どもが義務教育終了前の子の場合	5万円
義務教育終了前の子が3人以上いる場合	5万円
主たる生計者の職場が八尾市内にある場合	5万円
空家バンク登録物件を取得した場合	5万円